

総務文教常任委員会報告

令和7年12月18日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和7年12月5日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、11月28日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者、の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

議案の説明は、去る11月28日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第76号 美浜町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

本議案は、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係条例を改正するものです。

質疑：「国家公務員等の旅費支給規程」の宿泊費基準額の表中にある「職務の級が十級以下の者」とは、町ではどの範囲になるのか。

回答：本町の課長以下一般職の職員全員が該当する。

質疑：条例が準用する「国家公務員等の旅費支給規程」の宿泊費基準額として、主な4都府県が抜粋して示されているが、他の道府県についても規定されているのか。

回答：条例には記載していないが、規則で全ての都道府県について定めている。

質疑：旅行は旅行命令権者が発する旅行命令等によって行うとあるが、旅行命令権者とは具体的には誰になるのか。

回答：町長に代わり参事以下の職員の場合は総務課長、課長などの管理職は副町長の決裁になる。

議案第77号 美浜町原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」第10条の「地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

質疑：この条例の要点を説明願いたい。

回答：当条例は、省令に規定する期間内に、対象業種（製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業）の企業が、工場等を新設または増設した場合で、雇用人数や取得対象資産についての基準を満たす場合に、3年間に限りこれらの固定資産税を不均一で軽減するもので、これまで7事業者が対象になっ

ている。

質疑：空調設備や電気設備等は不均一課税の対象になるのか。

回答：空調設備や電気設備等は建物の附属設備として対象となり、動力設備や高圧受変電設備についても償却資産として不均一課税の対象となる。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第 76 号 美浜町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 77 号 美浜町原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前 10 時 32 分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。